

令和6年度介護保険料が決定しましたので 介護保険広域連合からの通知をご確認ください!

65歳以上のみなさん!

令和6年度の介護保険料が決定いたしました。「特別徴収の方」は9月中旬に決定通知書、「普通徴収の方」は7月中旬に納入通知書をお送りいたします。

保険料の納め方は、①年金天引き(特別徴収)と、②納付書で納付又は口座引落(普通徴収)の2通りあります。

①特別徴収

偶数月に支払われる年金から天引きされます。

(対象者) 老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方

②普通徴収

介護保険広域連合から送付される納付書で納期ごとに納めます。

(対象者) ・今年度65歳になられる方 ・年度途中で年金受給が始まった方
・他市町村から転入された方 ・所得の更正等があり、介護保険料額に変更があった方

※前年度、特別徴収が停止となった方も、普通徴収となる場合があります。

介護保険料を滞納すると、
介護サービスの利用が制限されたり、
自己負担が増える場合があります。
納め忘れのないようご注意ください。



【スマホ収納の開始について】

令和6年7月20日(土)から、「24時間・365日」「どこでも」気にせず下記のスマホ収納が可能となります。

- ・PayPay請求書払い ・LINEPay請求書支払い ・auPAY(請求書支払い)
- ・d払い請求書払い ・J-Coin請求書払い ・PayB ・支払秘書

(注意事項) ・領収書は発行されません ・納付確認ができるまでお時間を要することがあります ・通信料等は利用者負担となります

【お問い合わせ】 沖縄県介護保険広域連合 会計課 ☎098-911-7503
福祉課 介護支援係 ☎098-945-4791

障害児福祉手当・特別障害者手当について

下記の要件に当てはまる方に対して、障害児福祉手当または特別障害者手当が支給されます。

支給対象者	
障害児福祉手当 (月額 15,690円)	特別障害者手当 (月額 28,840円)
<p>精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。 なお、以下の場合は対象となりません。</p> <p>(1) 省令で定める施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 政令で定める公的年金等を受給している場合。</p>	<p>精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。 なお、以下の場合は対象となりません。</p> <p>(1) 省令で定める施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 病院又は診療所に継続して3ヶ月以上入院している場合。</p>

※ 受給資格者(重度障害児または特別障害者)もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

※ 申請手続きには認定請求書、所得状況届、所得証明書、戸籍謄本、住民票謄本、認定診断書など必要書類がありますので事前にご連絡ください。

【お問い合わせ】 福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791
南部福祉事務所 地域福祉班 ☎098-889-6364

【令和6年度新たな低所得世帯支援給付金のご案内】

国の方針に基づき、令和5年度は課税世帯であったが、令和6年度に新たに非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対し、給付金の支給を行います。詳しくは右のコードからホームページをご覧ください。



①新たな非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金

【給付額】 1世帯あたり10万円

【対象となる世帯】

- 令和6年6月3日時点で西原町に住民登録があり、次のすべてに該当する世帯
 - 令和5年度非課税世帯に対する価格高騰対応重点支援給付金(7万円)又は令和5年度均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)の支給対象ではなかったこと。
 - 世帯全員が、令和6年度分の住民税所得割が非課税であること。
 - 住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成された世帯でないこと。
 - 世帯の中に、未申告である者がいないこと。
- ※未申告の方は収入申告をして住民税所得割が非課税であることの確認が必要です。

②新たな非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する子ども加算給付金

【給付額】 対象の児童1人あたり5万円

【対象となる世帯】

- 上記①の支給対象者で、以下のいずれかに該当する児童がいる世帯
 - 令和6年6月3日時点で同居している平成18年4月2日生まれ以降の児童
 - 令和6年6月4日以降に出生した児童
 - 別世帯だが扶養している平成18年4月2日生まれ以降の児童(※)
- (※)対象の児童がいる場合は下記連絡先まで必ずご連絡ください

【申請方法及び支給時期】

対象者に対して、7月下旬頃に通知書を発送いたします。通知内容を確認して返送が必要な方は返送してください。書類受理し決定後、3~4週間程度で口座へ振込みます。

【申請期限】 令和6年10月31日(木)

※詐欺被害にご注意ください!

不審な電話や郵便物等については、消費生活センターや警察署などにご連絡ください。

【お問い合わせ】 西原町価格高騰対応重点支援給付事業プロジェクトチーム ☎098-970-8433

床張替え/クロス貼替え

タイル張替え/アルミ格子、雨戸

水廻り工事(トイレ・浴室・台所)

水道管取替え/石油ボイラー取替え

玄関、勝手口1dayリフォーム

塗装/防水/ひび割れ補修

1件、1件、丁寧な施工を
致します。お見積り無料!!
お気軽にお電話下さい。

サンリフォーム沖縄
西原町字内間111-2 TEL.882-9155
☎0120-882-916

